

# わたしたちもがんばっています！パート2

山室保全会 代表 奥田 喜久男（米原市）

本集落は、旧山東町の西端で、米原市の重心に位置する戸数78戸の集落であり、農家33戸と集落における営農組合等にて約30haの農地について営農活動を展開しています。その農地の水源としては、揚水機場におけるかんがい用水（一級河川からの取水と排水路の反復利用）と、山間の湿原からの湧水です。そのため、共同活動と向上活動（高度な農地・水保全活動）の取り組みにより、施設の機能保全と湿原の環境保全に努めておりますが、本会の特筆すべき点は、向上活動における環境保全の活動です。

## 【向上活動（高度な農地・水保全活動）の取り組み】

本会の活動エリア内にある農用地の用水源（補給水）である湿原は、小規模の湿原ですが成立年代は古く、2万年以上前と推定され、希少な動植物もあり、ほぼ当時の自然環境を保っております。

しかしながら、現在では人の手が入る機会が減り、このままでは雑木等により光が照らされなくなり、生育環境が悪化し、希少な動植物の姿が消えてしまうこととなります。こうした事態を重く受け止め、小学校を母体とした地域の取り組みとして「湿原を考える会」や、集落を中心とした「湿原を守る会」を設立し対策を講じることにしました。

ただ、こうした活動を今後も持続し、さ

らに活動の輪を広げるため、平成24年度から、向上活動（高度な農地・水保全活動）をスタートし、湿原の環境保全のための低木伐採や地域全体で開催している「湿原祭り」を通じて、将来を担っていく小学生等の学習の場としており、県内外からも多くの方が観察に訪れていただけるようになりましたので、今後もまると保全における向上活動では、動植物の生息環境のきめ細やかな保全活動の取り組みを継続的に実施していきたいと考えております。



活動エリア内の排水路ではゲンジホタルの乱舞、湿原で生息する希少な動植物は、人と自然との関わりを教えてくれる大事な宝物です。その宝物を“まると保全活動”の推進によって、次の世代につなげるさまざまな取り組みのきっかけとなることを期待し、背伸びをせずに頑張っていきたいと考えております。



Q. まるとだより第26号表紙の記述の中に、向上活動で「②給水栓、取水口の自動化」の項目で、「関係土地改良区などとの事前協議が必要です。」とありましたが具体的にどのような協議をする必要があるのですか？

A. まずは、向上活動に取り組むかどうかを相談して決めていただき、取り組むとなれば、自動給水栓を、どのほ場に設置するかを協議いただきたいということです。



## 編集後記

★先の台風18号で被災された皆さまにお見舞い申し上げます。滋賀県内の農作物と農林水産関係の施設だけに被害額でも36億円以上にのぼると見られています。

また、その様子を写真で見ると、改めて自然の力の巨大さに愕然としました。1日も早い復興をお祈りいたします。(A.W)

## 滋賀県世代をつなぐ農村まると保全地域協議会

- 本協議会は、活動組織への支援や、採択手続き、交付金の交付事務などを行っています。
- 書類作成にかかる参考資料や活動事例などの情報をホームページでお知らせしています。

<http://www.shiga-nouson-marugoto.com/index.html>

Email: [kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com](mailto:kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com)

農村まると 検索

# まるとだより 第27号

にぎわいある農村をみんなで守り育てよう



## 共同活動支援交付金の一部が返金可能になりました

昨年度までは、共同活動交付金については、全額執行していただくようお願いしていましたが、今年度からは、やむを得ず全額執行できない場合には、その一部を返金することが可能となりました。

◆以下に具体的な手続きを示します。

### 1. 年度内全額執行の原則

**従来どおり共同活動支援交付金は、年度毎に全額執行することが原則です。その執行に努めていただくようお願いいたします。**

### 2. 第2回目の交付申請（下半期の3割申請）時に調整

年度当初に計画した全活動を行ったうえで交付金の一部が、やむを得ず不用となる場合は、11月下旬までに事前に各農業農村振興事務所田園振興課もしくは、各市町担当課の担当者までご相談ください。その上で、下記①から③により申請をお願いします。

#### ①申請方法

第2回目の交付申請（下半期の3割申請）時に、年度内に執行できない金額（不用額）を差し引いて提出してください。

#### ②金額のルール

不用額の最低金額は10万円、最低単位は1万円とします。

◆不用額の例：10万円、11万円、12万円・・・

◆10万4千円や9万円は不可となります。

#### ③提出期限

不用額を差し引いた第2回目の交付申請は**毎年12月5日までに**各市町担当課に提出してください。

※次ページに交付申請書の記入例があります。参考にしてください。

## 人・生きものにぎわう農村フォーラム“2013”を開催します

人も、生きものも、にぎわう活力あふれる農村を次の世代に引き継ぐため、農地や農村景観・生物多様性の保全活動とあわせて、地域の魅力を活かす方法を皆さんと一緒に考えましょう。

●日時：平成26年 2月1日（土） 13:00～16:35

●場所：県立男女共同参画センター（G-NETしが）大ホール

●定員：250名（応募者多数の場合は先着順）

●参加者：世代をつなぐ農村まると保全向上対策活動組織、関係者一般参加者など

●内容：◆フォトコンテスト・絵画コンクールの優秀賞表彰

◆基調講演 「地域資源を活かした農村の活性化（仮称）」  
講師 吉本哲郎氏（地元学ネットワーク主宰）

◆パネルディスカッション

「人も生きものもにぎわう農村づくりに向けた展望（仮称）」

※嘉田由紀子滋賀県知事も参加されます。

★詳しいご案内は改めていたします。まずはご一報まで！

## 目次

☆共同活動支援交付金の一部が返金可能になりました

☆人・生きものにぎわう農村フォーラム“2013”を開催します

☆共同活動支援交付金交付申請書の記入例

☆わたしたちもがんばっています！パート1  
「小中之湖地域環境保全会」（近江八幡市）

☆わたしたちもがんばっています！パート2  
「山室保全会」（米原市）

発行（2013.11）

滋賀県世代をつなぐ農村まると保全地域協議会

〒521-1224

東近江市林町601番地  
水土里ネット滋賀内

電話 0748-42-4806

FAX 0748-42-5574

Email: [kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com](mailto:kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com)

# 共同活動支援交付金、不用額発生時の第2回交付申請書記載例

これは、下半期に一部不用となる金額を差し引いて申請する場合の記載例です。

申請年月日 平成25年12月2日  
平成 25 年度 第 2 回

## 農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金)交付申請書

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会  
会長 青木 洋 殿

毎年12月5日までに申請してください。

年間の交付額を記入してください。  
面積の減がなければ当初と変更はありません。

●●●まるごと保全会  
会長 ○□△◇

印

農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金)の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

項目	上半期に交付された額を記入してください。	金額
採択決定額(年間交付額)	①	1,245,670 円
既交付額	②	871,000 円
今回申請額	③	254,670 円
採択決定額(年間交付額)との差額	④=①-②-③	120,000 円
<b>交付金受取総額</b>	<b>②+③</b>	<b>1,125,670 円</b>

※以下の事項については、振込先口座の変更がない場合は、記載不要です。

金融機関(ゆうちょ銀行以外)	不用となる金額を差し引いた額を記入してください。 この場合、 本来374,670円(1,245,670-871,000)を記入するところですが、 不用額(120,000円)が生じたため、 254,670円(374,670-120,000)を記入しています。
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)	口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知	
《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》	
ゆうちょ銀行	不用額を記入してください。 最低単位は10万円で、1万円単位とします。
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)	
1 0 ※	

フリガナ	確認のために、交付金受取りの総額(②+③)を記入してください。 手書きでもOKです。 (活動組織のみなさんと当協議会の双方が、交付金の再確認するために記入をお願いします。)
口座名義	
住所	市 区 町 村

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。

# わたしたちもがんばっています！パート1

小中之湖地域環境保全会 代表 田中 信弘 (近江八幡市)

当地域は、昔の弁天内湖・伊庭内湖を戦時中に干拓された地域で、安土山の西側の弁天地域(近江八幡市)と東側のきぬがさ地域(東近江市)の2行政市に跨る約245haの農地を15の入植・増反集落で土地改良区が構成団体の要として、まるごと事業に取り組んでいます。



通常の共同活動の他に特徴的な取り組みとしては、「琵琶湖等の公共水域の水質保全活動」が挙げられます。当地区は西の湖に隣接しており、堤防の近接地には水質保全池【通称・よしきりの池】があります。この池は、農業・生活排水を循環浄化し農業用水等への再利用だけでなく、ヨシや水生植物が繁茂し、多くの魚や水生生物の生息する憩いの場となっています。

以下、主な“よしきりの池”での活動を報告します。

1. 生きものしらべ  
毎年、夏に水生動物の観察会を実施しています。“よしきりの池”の魚や水生生物を子どもたちが池に入りつかんで、専門家の方に捕れた生き物の解説をして



もらっています。ぼてじゃこやザリガニなどの他、大きなナマズが捕れたときもありました。

水質を守ることで、琵琶湖(西の湖)の大切さや生き物が成育する大切さを皆なで学習しています。

2. 水鳥観察会  
冬には“よしきりの池”で水鳥観察会を行っています。水質保全池としての役割だけでなく、生き物の憩いの場にもなっている“よしきりの池”で、観察会をすることで生き物や池に対する親しみと環境保全への啓発を行っています。



3. “よしきりの池”の保全管理  
池周辺の草刈り・葎刈り・葎焼き・池の堆積土の底底え作業などを、地域住民の協力によりまるごと活動で環境保全に取り組んでいます。

なお、平成24年度は共同活動の他、向上活動の農地・水・環境保全組織の取組で弁天支部ときぬがさ支部の広域化を図りました。2行政区にまたがる大きな組織ですが、それぞれの地区の特性も考えながら力を合わせてまるごと保全活動に取り組んでいきたいと思ひます。



## ご注意

★今年の10月に青森県で、活動中に、構成員が死亡するという痛ましい事故が発生しました。農道に砂利をまく作業中に、停車中の2tダンプトラックと後退してきたホイールローダーに挟まれて起きた事故です。今後とも以下の点にご注意ください。

- ①作業前に全員集合し、作業時の安全確認をしてから作業を始めること。
- ②作業現場を点検し、空き缶や空き瓶などケガの元になるようなものはあらかじめ排除すること。
- ③参加者の年齢や経験などに応じて、作業場所の配置や作業内容に関して配慮すること。
- ④万が一、ケガや事故が起こった場合の緊急連絡方法を参加者に事前に周知すること。

## お知らせ

★にぎわう農村フォトコンテスト作品募集中!

●テーマ: まるごとの活動に関して、笑顔がふれる賑やかな様子

●応募期限: 平成25年11月22日(金)【当日消印有効】

●サイズ: 2L版サイズのプリントもしくは、写真データ(JPG)

●表彰: 平成26年2月1日(土)に開催予定の『人・生きものにぎわう農村フォーラム“2013”』にて優秀作品の表彰と応募作品の展示をします。

●主催、応募先: 滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会

◆ささやかですが賞品もありますので皆さま奮ってご応募ください。詳細は地域協議会のホームページをご覧ください。